

# 藤枝駅南口西地区 A B C 街区開発事業提案競技

## 事業者募集要項

平成 1 7 年 1 1 月

藤 枝 市

# 目 次

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 1 . 藤枝駅南口西地区 A B C 街区開発事業の趣旨 | 1  |
| 2 . 提案競技の概要                  | 2  |
| 3 . 応募者の資格                   | 5  |
| 4 . 募集の手順                    | 5  |
| 5 . 応募書類                     | 7  |
| 6 . 開発・提案条件等                 | 9  |
| 7 . 審査                       | 9  |
| 8 . 契約事項                     | 11 |
| 9 . その他                      | 13 |
| 10 . 様式                      | 14 |

## 別紙資料

|    |                      |
|----|----------------------|
| 別紙 | 藤枝製紙(株)排水管敷設状況       |
| 別紙 | ライフライン整備状況           |
| 別紙 | 藤枝駅南北自由通路しゅん功図       |
| 別紙 | 平面図・実測図・公図合せ図・地質調査資料 |

## 1 . 藤枝駅南口西地区 A B C 街区開発事業の趣旨

J R 藤枝駅周辺は、交通結節点としての本市の顔であり、人、モノ、情報が集積する中心市街地の核となる場所です。

これまで、駅前、駅前西、駅南地区と駅周辺全体の土地区画整理事業が完了し、新しい駅前広場の整備と電線類の地中化等、13万都市の玄関口にふさわしい都市機能の整備が進められてきました。また、平成14年の静岡県武道館の開館、本年8月の藤枝駅南北自由通路「パープルロード」の開通、さらに平成18年には藤枝駅橋上駅舎が完成予定であり、新しい魅力と付加価値が生まれてきています。

こうした中、平成21年の静岡空港開港を間近に控え、広域的なまちづくりが進められる中、藤枝駅周辺については、さらに人々が集い、にぎわい、交流する、志太榛原地域の中核的都市にふさわしい魅力が求められています。また、余暇時間の増加によりライフスタイルも多様化しているため、こうした新たなニーズを充足する機能も誘導する必要があります。

このようなまちづくりを積極的に進めるため、「駅南口西地区 A B C 街区」は「藤枝市の顔にふさわしい都市機能が集積する、志太榛原地域の中心地としてのにぎわいの核施設ゾーン」と位置付け、民間活力による高度な土地利用を図るため、これを売却することとします。

今回実施する提案競技は、藤枝駅周辺の将来展望も視野に入れた開発計画についての提案を募り、最も優れた計画の提案者に当該土地を売却しようとするものです。

事業者の皆さまには駅南口西地区 A B C 街区開発事業の趣旨をご理解いただき、本提案競技に積極的に応募していただきますようお願い申し上げます。

## 2 . 提案競技の概要

( 1 ) 提案競技名称 藤枝駅南口西地区 A B C 街区開発事業提案競技

( 2 ) 提案競技内容

別途定める開発・提案条件等に基づき提案した開発計画を実施するために、当該土地を取得する事業者の募集

( 3 ) 売却対象地

所在地番及び面積等

| 所在       | 地番       | 地目  | 面積                    |    |                       |    |
|----------|----------|-----|-----------------------|----|-----------------------|----|
|          |          |     | 公簿 ( m <sup>2</sup> ) |    | 実測 ( m <sup>2</sup> ) |    |
| 〔 A 街区 〕 |          |     |                       |    |                       |    |
| 藤枝市前島一丁目 | 2 番 1    | 宅地  | 1282                  | 58 | 1282                  | 58 |
| 〃 〃      | 2 番 2    | 〃   | 458                   | 62 | 458                   | 62 |
| 〃 〃      | 1835 番 2 | 〃   | 0                     | 15 | 0                     | 52 |
| 〃 〃      | 1818 番 3 | 雑種地 | 1370                  |    | 1372                  | 23 |
| 藤枝市駅前一丁目 | 404 番 6  | 〃   | 18                    |    | 18                    | 35 |
| ( 計 )    |          |     | 3129                  | 35 | 3132                  | 30 |
| 〔 B 街区 〕 |          |     |                       |    |                       |    |
| 藤枝市前島一丁目 | 3 番 1    | 宅地  | 899                   | 97 | 899                   | 97 |
| 〔 C 街区 〕 |          |     |                       |    |                       |    |
| 藤枝市前島一丁目 | 4 番 1    | 宅地  | 699                   | 54 | 699                   | 54 |
| ( 合計 )   |          |     | 4728                  | 86 | 4731                  | 81 |

用途地域 商業地域

建ぺい率 / 容積率 80% / 400%

公法規制等 準防火地域

現在の土地の状況

〔 A 街区 〕 J R 藤枝駅橋上駅舎整備事業の工事ヤードとして使用

〔 B 街区 〕 駐車場として使用

〔 C 街区 〕 駐車場として使用

接道の状況

〔 A 街区 〕 西側 : 幅員 8 m の市道 南側 : 6 m の市道 ( 歩行者専用道路 )

東側 : 駅前広場

〔 B 街区 〕 南側 : 幅員 20 m の都市計画道路 北側 : 6 m の市道 ( 歩行者専用道路 )

東側 : 駅前広場

〔C街区〕東側：幅員8mの市道 北側：6mの市道

駅前広場からA、B街区への自動車の直接乗り入れは不可とします。

#### 地下埋設物

A街区敷地北側及びC街区敷地西側地中に、藤枝製紙株式会社の排水管が敷設されています。当該施設については引き続き使用します。

また、A街区及びC街区敷地地中に移設前の旧排水管があります。当該施設については建築に際し支障がある場合には、買受者により撤去してください。

排水管の敷設位置、構造等については別紙 「藤枝製紙(株)排水管敷設状況」参照

#### 供給処理施設（ライフライン整備）の状況

上水道（藤枝市）下水道（藤枝市）電気（中部電力(株)）都市ガス（東海ガス(株)）等は、周囲の道路から引き込みが可能です。

なお、引き込み方法については、各事業者と協議してください。

整備状況は別紙 「ライフライン整備状況」参照

#### 土壌汚染

本件土地は、土壌汚染対策法に基づく指定区域には指定されていません。

なお、事前に土壌汚染調査は行っていません。

土壌汚染が発覚した場合は、市の方で対応します。

#### その他

土地売却の際は、現状有姿での引き渡しとなりますので、工作物等は買受者の責任により撤去・処分を行ってください。

（駐車場施設の舗装、フェンス等が存在します。）

#### （4）最優秀提案者等の選定方法

提案計画内容と買受希望価格を総合的に評価して最優秀提案者および優秀提案者（次点者）を選定します。

その後、最優秀提案者と計画内容等の詳細条件について協議・調整し、事業者として本事業にかかる土地売買契約に関する基本協定及び土地売買契約を締結します。

#### （5）最低処分価格 700,000,000円

(6) スケジュール

|                |                       |
|----------------|-----------------------|
| 提案競技募集要項の公表・配布 | 平成17年11月25日(金)～       |
| 説明会の開催         | 平成17年12月9日(金)         |
| 質疑書の受付         | 平成17年12月12日(月)～14日(水) |
| 質疑への回答         | 平成17年12月22日(木)        |
| 応募書類の受付開始      | 平成18年1月24日(火)         |
| 応募書類の受付締切      | 平成18年1月31日(火)         |
| 審査委員会によるヒアリング  | 平成18年2月上旬(予定)         |
| 審査委員会による審査・選定  | 平成18年2月上旬～3月上旬(予定)    |
| 審査結果の公表        | 平成18年3月上旬(予定)         |
| 最優秀提案者との協議     | 平成18年3月上旬～3月下旬(予定)    |
| 事業者決定・公表       | 平成18年3月下旬(予定)         |
| 基本協定締結         | 平成18年3月31日(金)まで       |
| 基本設計・実施計画      | 平成18年4月上旬～6月下旬        |
| 土地売買契約締結       | 平成18年6月下旬(予定)         |
| 土地の引渡し         | 平成19年1月以降             |

(7) 事務局・問い合わせ先

藤枝市企画財政部 企画調整課(藤枝市役所東館3階) 担当者/秋田・渡邊

〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山一丁目11番1号

TEL 054-643-3111(代表) 内線312・314

FAX 054-643-3604

Eメール kikaku@city.fujieda.shizuoka.jp

### 3. 応募者の資格

(1) 応募者は下記 ~ の要件をすべて備えている法人であることが必要です。

なお、複数の法人が共同で応募する場合は、土地を所有する構成員の中から代表法人を定めてください。また、一つの法人が複数の応募をすることはできず、複数の法人が共同で応募する場合も一法人とみなし、一つの提案を行うこととします。

自らが事業者として用地取得及び開発事業を実施できる十分な資金力と優れた企画力を有し、かつ計画の実現について過去の経歴及び実績、並びに社会的信用を有する者であること。

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

応募申込書提出日現在、公租公課を滞納していないこと。

### 4. 募集の手順

(1) 募集要項の配布

配布期間 平成17年11月25日(金)から12月6日(火)まで  
土、日曜日は除く

配布時間 午前9時から午後5時まで

配布場所 藤枝市役所東館3階 企画調整課

藤枝市ホームページにも掲載しています。

(<http://www.city.fujieda.shizuoka.jp/>)

(2) 説明会の開催

日時 平成17年12月9日(金) 午後1時30分から

会場 藤枝市役所西館5階 大会議室

申し込み 説明会参加申込書(様式1)を12月8日(木)午後5時までに、事務局まで持参又はFAX、Eメールで送信してください。

FAX、Eメールの場合は、電話で着信確認をしてください。

持ち物 事業者募集要項及び別紙資料

(3) 質疑応答

受付期間 平成17年12月12日(月)から14日(水)まで

提出方法 質疑書(様式2)にまとめ、事務局まで持参又はFAX、Eメールで送信してください。

FAX、Eメールの場合は、電話で着信確認をしてください。

電話又は口頭による質疑は受け付けません。

回答日 平成17年12月22日(木)(予定)

回答方法 藤枝市ホームページへ掲載（企業名等は公表しません）

（４）応募書類の提出

受付期間 平成１８年１月２４日（火）から１月３１日（火）まで  
土、日曜日は除く

受付時間 午前９時から午後５時まで

提出場所 藤枝市役所東館３階 企画調整課

提出方法 本要項に規定する所定の書類、部数を揃えて、必ず持参により提出  
してください。

郵送、ＦＡＸ、Ｅメールでの提出は受け付けません。

（５）審査委員会によるヒアリング

- ・応募者からの提出書類に関して説明を求めます。
- ・共同で応募する場合は、各構成員の法人から１人以上出席してください。
- ・構成員でない建築設計事務所担当者等からの説明も認めます。
- ・パワーポイント等は使用せず、応募書類のみでのヒアリングとします。
- ・ヒアリングは平成１８年２月上旬を予定しています。実施日時や実施方法は応募書類の受付締切後にご連絡します。

（６）最優秀提案者、優秀提案者の決定

- ・平成１８年３月上旬頃に決定する予定です。審査結果はすべての応募申込者に書面にて通知します。

共同で応募した場合は代表法人に通知します。

- ・審査講評、審査結果は公表しますが、応募書類については公表しません。
- ・提出書類、審査に対する質問や異議には一切応じません。

（７）最優秀提案者との協議

- ・審査結果の公表後、藤枝市と最優秀提案者が協議し、提案内容や契約内容に関する調整を行います。何らかの理由で協議が不調になった場合は、優秀提案者と協議します。

（８）事業者の決定

- ・最優秀提案者との協議が整い次第、平成１８年３月下旬を目途に、藤枝駅南口西地区ＡＢＣ街区開発事業者として決定します。
- ・事業者が決定し次第、事業者名、事業計画を公表します。
- ・平成１８年３月３１日（金）までに、土地売買契約に関する基本協定を締結します。



## 5 . 応募書類

( 1 ) 応募申込書 ( 様式 3 ) 1 部

( 2 ) 構成員調書 ( 様式 4 ) 1 部

共同で応募する場合のみ提出してください。

( 3 ) 資格審査資料 正本 1 部 副本 1 部 ( コピーでも可 )

共同で応募する場合は、すべての構成員の資料を提出してください。

### 定款

法人登記簿謄本 ( 交付から 3 ヶ月以内のもの )

印鑑証明書 ( 交付から 3 ヶ月以内のもの )

法人概要書 ( 会社案内等 )

最近期 3 年間の貸借対照表、損益計算書、営業報告書、利益金処分計算書

最近期の有価証券報告書 ( 上場企業のみ )

最近期の法人税申告書の写し ( 非上場企業のみ )

過去 5 年間程度の同種・類似開発事業等実績書

( 様式自由 : A 4 判にまとめてください。 )

### 納税証明書

( 国税、都道府県税、市町村税の過去 3 年分 )

( 4 ) 事業提案資料 ( 様式自由 ) 製本 1 2 部 製本なし 1 部

様式は特に定めませんが、A 3 判左綴じで製本してください。

図面等の縮尺は、配置計画図を 5 0 0 分の 1、立面図・断面図・動線計画図は任意、その他の図面については 2 0 0 分の 1 とします。できるだけ簡潔・明瞭に表現してください。

表紙には、応募者の名称 ( 共同で応募する場合は代表者 ) を明記してください。

### 事業計画書

#### ・提案趣旨

( 土地活用や施設計画の基本方針、開発コンセプトを総括的に記載してください。

また、各審査項目に対する自己評価やアピールしたい事項も明記してください。 )

#### ・事業概要

( 土地建物所有者、工事施工者、施設管理者、施設利用者、入居テナント等について、決定している範囲でできるだけ明確に記載してください。 )

#### ・施設管理運営計画書

( 誰がどのように施設の管理運営を行うか記載してください。 )

- ・事業スケジュール  
（施設の供用開始までの施工計画について記載してください。）
- ・事業収支計画書  
（概算事業費、資金計画、施設の供用開始後10年程度までの収支計画）
- ・その他、上記計画等に関し参考となる資料

#### 施設計画書

- ・施設内容説明書
- ・敷地利用、配置計画図  
（外構も含めすべての街区を一括表現）
- ・1階及び基準階、主要階の平面図  
（1階平面図には外構計画も記載してください。）
- ・立面図（4方向）
- ・面積表
- ・断面図  
（隣接道路や周囲の建物等の概ねの形状も記載してください。）
- ・動線計画図  
（周辺道路、駅等との位置関係も踏まえた自動車、自転車、歩行者、搬出入車両の交通動線がわかる図面）
- ・景観計画の説明書
- ・イメージ図  
（着色図を南、東2方向から作成してください。）

#### （5）買受希望価格見積書（様式5） 1部

（最低処分価格以上の金額を記載してください。金額は千円単位とします。）

## 6 . 開発・提案条件等

当該土地の開発、土地利用に際しては、下記の条件を遵守してください。

### ( 1 ) 土地利用・施設の用途等、開発の条件

藤枝市のイメージを向上させる質の高い都市機能の導入

市民各層はもとより、周辺市町からも人が集い賑わう地域の核となる施設の導入

各街区の一括購入を原則とし、一体かつ高度な土地利用

南北自由通路に接続し、利便性、回遊性のある施設計画

接続位置、高さ、構造等に関しては別紙 「駅南北自由通路しゅん功図」参照

南北自由通路への接続については、事業者の負担により施工するものとします。

藤枝市の玄関口にふさわしい、良好かつ質の高い都市景観の創出

土地利用、施設計画及び運営等におけるユニバーサルデザインの導入

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類するものを含まない計画

導入施設に対し必要とされる台数を確保する駐車場の整備

関係法令等の遵守

### ( 2 ) 用途指定の条件

所有権移転後10年間は、本提案競技に提出した用途変更の禁止

### ( 3 ) 着工時期の条件

土地引渡し後、提案に基づく建築物等の1年以内の建設着手

### ( 4 ) 土地処分価格の条件

最低処分価格以上の価格の提案

## 7 . 審査

### ( 1 ) 審査方法

- ・事業者の選定に当たっては、学識経験者、市議会議員、市職員から構成する「藤枝駅南口西地区ABC街区開発事業提案競技審査委員会」を設置し、審査を行います。
- ・審査は、資格審査、提案審査の2段階に分けて総合的に行い、応募者のうち最優秀提案者、優秀提案者を市長に答申し、市長が決定します。

### ( 2 ) 資格審査

- ・提出資料に基づき、本提案競技への参加資格を確認します。
- ・本要項3「応募者の資格」に規定する条件を満たしているか、関係法令及び条例・要項等を遵守し、抵触していないか、書類に不備がないか確認します。

・資格不備の場合、又は虚偽の記載がある場合は失格とします。

### (3) 提案審査

事業提案に対する評価の合計点に価格評価の点数を合算し、総合評価により、上位2者を最優秀提案者、優秀提案者として選定します。

#### 審査項目と配点

| 審査項目   | 配点   |
|--|------|
| 1. 事業提案評価  | 80点  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>. 計画内容に関する評価</li> </ul>   |      |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>A. 施設計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の顔としてふさわしく、賑わいづくりに資する計画であること。</li> <li>・地域の環境や風紀を阻害しない集客施設を導入した計画であること。</li> <li>・地域の活性化やイメージアップに寄与する計画であること。</li> <li>・藤枝市民や周辺地域住民への貢献性が高い計画であること。</li> <li>・敷地内駐車場及び周辺交通対策が十分確保された計画であること。</li> <li>・安全で快適な交通動線が確保できる施設配置であること。</li> </ul> </li> </ul> |      |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>B. 建築計画・外構計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の環境に配慮した、駅前にふさわしい景観、デザインであること。</li> <li>・道路や外部空間との関係に配慮した計画であること。</li> <li>・ユニバーサルデザイン、環境、防災、防犯などに配慮した計画であること。</li> </ul> </li> </ul>  |      |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>. 事業内容に関する評価</li> </ul>   |      |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>A. 事業計画・スケジュール <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画、工程計画が適切であること。</li> <li>・適切な管理運営計画が長期的に立案されていること。</li> <li>・当該土地に関する権利形態や権利関係が適切であること。</li> </ul> </li> </ul>  |      |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>B. 事業遂行能力 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営計画に確実性があり、実施体制も適切であること。</li> <li>・提案事業に関する同種、類似の実績があること。</li> <li>・事業者の資力、信用力が高いこと。</li> </ul> </li> </ul>  |      |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>. 総合評価</li> </ul>   |      |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・駅周辺のまちづくり計画に整合していること。</li> <li>・提案に企画力、独自性があること。</li> <li>・藤枝市政への貢献や周辺まちづくりへの波及効果等が期待できること。</li> <li>・雇用の創出や周辺事業者等への経済効果が期待できること。</li> <li>・事業実施に向けた熱意や誠実さが感じられること。</li> </ul>   |      |
| 2. 価格評価  | 20点  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>. 買受希望価格</li> </ul>   |      |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・最低処分価格以上であり、できる限り高額であること。</li> </ul>   |      |
| 総合審査合計   | 100点 |

#### 審査項目における採点方法

事業提案の審査においては、審査項目ごとに絶対評価を行い、次の表の区分により当該段階ごとに設定した得点を与えます。審査項目ごとの絶対評価は、審査委員会における委員の合議により1つの評価を決定します。

なお、いずれかの項目において、「F 不適當である」と評価された提案については、その他の評価、得点にかかわらず失格とします。

| 段階 | 当該項目の評価 | 得点         |
|----|---------|------------|
| A  | 特に優れている | 各項目の配点×1.0 |
| B  | 優れている   | 各項目の配点×0.8 |
| C  | やや優れている | 各項目の配点×0.6 |
| D  | 普通である   | 各項目の配点×0.4 |
| E  | 劣っている   | 各項目の配点×0.2 |
| F  | 不適當である  | 失格         |

#### 価格評価の採点方法

- ・各応募者の買受希望価格のうちの最高価格と本要項2(5)最低処分価格(3ページ)との差を「20」で除して得た数を「単価」とします。
- ・それぞれの買受希望価格と最低処分価格の差を単価で除して得た値を得点とします。(小数点以下第1位を切り捨て)

## 8. 契約事項

審査の結果、選定された事業者は土地売買契約に関する基本協定を締結し、基本設計・実施計画を経て、本契約に移行します。

市の定める期間内に土地売買契約がなされない場合には、事業者の決定を取り消す場合があります。

締結する基本協定及び土地売買契約の主要な内容を以下に記載します。

### (1) 代金支払方法

- |     |           |              |
|-----|-----------|--------------|
| 第1回 | 土地売買契約締結時 | 土地売買代金の10%以上 |
| 第2回 | 土地引渡し時    | 残金           |

### (2) 所有権の移転

所有権は、土地売買代金を完納した時点で移転するものとします。所有権移転登記は市が囑託により行うものとし、登記等に要する費用は事業者の負担とします。

### (3) 権利制限等

土地売買契約締結日から所有権移転日までの間、及び所有権移転日から10年間については、事業者が以下の行為をしようとするときは、事前に市の承認を得ることとします。

本件土地又は建物の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は貸与し、若しくは抵当権そ

の他の権利を設定しようとするとき。

事業者が提出した事業計画及び施設計画の内容を変更するとき。

建築物の建設に伴い通常必要とされる程度を超えて、本件土地の原状を変更しようとするとき。

#### (4) 用途指定

所有権移転後、10年間は本提案競技に提出した用途の変更は認めません。ただし、市の承認を受けた場合については、この限りではありません。

#### (5) 着工条件

土地引渡し後、1年以内に提案に基づく建築物等の建設に着手してください。

#### (6) 買戻特約

上記、(3) 権利制限等、(4) 用途指定、(5) 着工条件に定める規定に違反したとき、又は虚偽や不正な行為により基本協定、若しくは土地売買契約を締結したときは、市は所有権移転日から10年の間、本件土地の買戻し、又は催告によらず基本協定及び土地売買契約を解除することができるものとします。

により、土地売買契約を解除し、又は本件土地を買戻した場合の、土地の返還、土地売買代金の返還、使用料等は下記のとおりとします。

- ・事業者は、直ちに土地の引渡し時の状態に復し、市に返還するものとします。
- ・買戻しは事業者が市に支払った土地売買代金のみの返還とし、利息は付さないこととします。
- ・事業者が負担した土地売買契約に要した費用、必要経費、有益費その他一切の費用は返還しません。
- ・土地引渡し日の属する月から、事業者より土地の返還を受けた日の属する月までの使用料相当額（年額：土地売買代金×6%）を事業者は市へ支払うものとします。
- ・事業者は、土地売買代金の20%相当の違約金を市に支払わなければならないものとします。
- ・市は、本件土地について買戻し登記を囑託することができるものとします。
- ・土地の買戻し特約登記の費用については市の負担とし、買い戻し特約抹消登記の費用については事業者の負担とします。

#### (7) 通知義務

土地売買契約締結後10年間の間に、次に定める事項等が生じた場合は、直ちに市へ通知することとします。

解散、合併、営業停止や営業譲渡をしたとき。

滞納処分、強制執行、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てを受け、又は再生手続

き開始の申立て（自己申立てを含む。）をしたとき。

会社整理の開始若しくは特別清算開始の申立て（自己申立てを含む。）又は通告によるこれらの開始の命令があったとき。

その他基本協定書又は土地売買契約に定める事項。

## 9 . その他

（ 1 ） 応募にかかる一切の費用については、全て応募者の負担とします。

（ 2 ） 応募書類は返却しません。

（ 3 ） 応募書類にかかる著作権は各応募者に帰属します。

## 様式

|      |                 |    |
|------|-----------------|----|
| 様式 1 | 説明会参加申込書 .....  | 15 |
| 様式 2 | 質疑書 .....       | 16 |
| 様式 3 | 応募申込書 .....     | 17 |
| 様式 4 | 構成員調書 .....     | 18 |
| 様式 5 | 買受希望価格見積書 ..... | 19 |



提出期限：平成17年12月8日

(様式1)

藤枝駅南口西地区ABC街区開発事業提案競技

## 説明会参加申込書

平成 年 月 日

藤枝市長 松野輝洋

|         |            |            |
|---------|------------|------------|
| 説明会参加者名 | (法人名)      |            |
|         | (所属部署)     | (参加者名) 他 名 |
|         | (所在地)〒     |            |
|         | (TEL)      | (FAX)      |
|         | (Eメールアドレス) |            |

複数の法人から参加する場合は、下記にも記入してください。

|             |        |            |
|-------------|--------|------------|
| その他の説明会参加者名 | (法人名)  |            |
|             | (所属部署) | (参加者名) 他 名 |
|             | (法人名)  |            |
|             | (所属部署) | (参加者名) 他 名 |
|             | (法人名)  |            |
|             | (所属部署) | (参加者名) 他 名 |

提出期限：平成17年12月14日

(様式2)

藤枝駅南口西地区ABC街区開発事業提案競技

質 疑 書

平成 年 月 日

藤枝市長 松野輝洋

|                |            |        |
|----------------|------------|--------|
| 質問者名<br>(代表法人) | (法人名)      |        |
|                | (代表者)      |        |
| 連絡担当者          | (法人名)      |        |
|                | (所属部署)     | (担当者名) |
|                | (所在地)〒     |        |
|                | (TEL)      | (FAX)  |
|                | (Eメールアドレス) |        |

〔質疑内容〕

提出期限：平成18年1月31日

(様式3)

藤枝駅南口西地区ABC街区開発事業提案競技

## 応募申込書

平成 年 月 日

藤枝市長 松野輝洋

本事業の募集要項の内容に基づき、応募書類を提出します。

|                |  |
|----------------|--|
| 応募者名<br>(代表法人) | (法人名)                                      |
|                | (代表者) <span style="float: right;">印</span> |
|                | (所在地)〒                                     |
|                | (TEL)                                      |

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| 代表法人を除く構成員数<br>(提出している構成員調書の枚数) |  |
|---------------------------------|--|

法人代表者印は、印鑑証明と同じ印を捺印し、印鑑証明書を提出してください。

|                |            |        |
|----------------|------------|--------|
| 代表法人の<br>連絡担当者 | (所属部署)     | (担当者名) |
|                | (所在地)〒     |        |
|                | (TEL)      | (FAX)  |
|                | (Eメールアドレス) |        |

提出期限：平成18年1月31日

(様式4)

藤枝駅南口西地区ABC街区開発事業提案競技

構 成 員 調 書

平成 年 月 日

藤枝市長 松野輝洋

下記の法人を構成員とします。

|                |       |
|----------------|-------|
| 応募者名<br>(代表法人) | (法人名) |
|----------------|-------|

|       |        |
|-------|--------|
| 構 成 員 | (法人名)  |
|       | (代表者)  |
|       | (所在地)〒 |
|       | (TEL)  |

印

法人代表者印は、印鑑証明と同じ印を捺印し、印鑑証明書を提出してください。

|               |            |        |
|---------------|------------|--------|
| 構成員の<br>連絡担当者 | (所属部署)     | (担当者名) |
|               | (所在地)〒     |        |
|               | (TEL)      | (FAX)  |
|               | (Eメールアドレス) |        |

提出期限：平成18年1月31日

(様式5)

藤枝駅南口西地区ABC街区開発事業提案競技

## 買受希望価格見積書

平成 年 月 日

藤枝市長 松野輝洋

本事業の敷地の買受希望価格を下記のとおり見積もります。

|   |  |  |  |  |  |  |  |   |   |   |   |
|---|--|--|--|--|--|--|--|---|---|---|---|
| ¥ |  |  |  |  |  |  |  | 0 | 0 | 0 | 円 |
|---|--|--|--|--|--|--|--|---|---|---|---|

|                |         |
|----------------|---------|
| 応募者名<br>(代表法人) | (法人名)   |
|                | (代表者) 印 |
|                | (所在地) 〒 |
|                | (TEL)   |